

電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく第一種適格電気通信事業者の指定について

(諮問第3216号)

<目次>

1 答申書（案）	1
2 申請概要	7
3 審査結果	10

別添

- 第一種適格電気通信事業者指定申請書（写）
（NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社）

令和8年※月※日

総務大臣
林 芳正 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁

答 申 書

令和8年4月24日付け諮問第3216号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第108条第1項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定については、指定することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別紙のとおりである。

以 上

電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく第一種適格電気通信事業者の指定
に対する意見及び意見に対する考え方

- 意見募集期間：令和8年4月25日（土）～同年5月29日（金）
- 案件番号：145210699
- 提出意見数：4件（法人0件、個人0件、匿名4件）

■提出された意見及び意見に対する考え方

	意見	考え方	案の修正
1	<p>「指定」も何も、NTT の独占ではないか。</p> <p>NTT/NTT docomo は かつて事業分割したはずの事業体を 再び吸収合併して、独占禁止法に違反する 巨大企業になってしまっている。</p> <p>その弊害 (高額料金サービスのみへの誘導、細かなプラン・低料金サービスの廃止、電波独占、緊急電話サービスの独占など) は、指定を行っている 政府にあるはず。</p> <p>市民の生活インフラである通信を 公平公正に 市民が使える様、事業分割を行い 他社参入を促すべきだ。</p> <p>【匿名A】</p>	<p>○ 今般の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社 (以下「NTT 東西」という。) による第一種適格電気通信事業者としての指定の申請は、いわゆる事前設置型の災害時用公衆電話に係る役務を対象として行われているものであるところ、当該役務については、NTT 東西以外に提供している事業者が存在せず、また、現在は、NTT 東西の負担の下、基本料及び通話料が無料で提供されていることから、NTT 東西にとって必然的に赤字となるサービスとなっています。</p>	無
2	<p>連絡先の公開を求めます。 仕事用ケータイであれば。</p> <p>【匿名B】</p>	<p>○ 御意見中の「連絡先」とは、NTT 東西それぞれの第一種適格電気通信事業者指定申請書における代表者の連絡先を指していると推測されるところ、法人の代表者の情報は、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 2 条第 1 項の「個人情報」に該当すること等を踏まえ、本意見公募においては公開しておりません。</p>	無
3	<p>「公益・災害対策」を盾にした国民へのコスト転嫁の反対、および事業者負担の徹底について</p> <p>【意見内容】</p> <p>本省令案および事業者の指定案について、一生活者、そして国民共有の財産である「電波・通信インフラ」を監視する立場から断固として意見する。</p> <p>1. 「ユニバーサルサービス」という美名の下で行われるコスト転嫁への不信</p>	<p>○ 電話のユニバーサルサービス交付金制度は、NTT 東西の自助努力だけでは、電話のユニバーサルサービスの提供を維持することが困難になるおそれが生じたことから、その提供の確保に必要なコストの一部について、NTT 東西が設置する電気通信設備に接続する接続電気通信事業者等 (負担事業者) が負担金を拠出し、基礎的電気通信役務支援機関を通じて、NTT 東西に交付金を交付する仕組みとして創設されました。</p> <p>○ その上で、電話のユニバーサルサービスについて、NTT 東西に</p>	無

	<p>災害時用公衆電話の維持や、ユニバーサルサービス制度に基づく特定事業者の指定・補填の仕組みは、一見すると「社会全体の安全安心」のための施策に見える。しかしその実態は、国民の生活必需品となった通信インフラの維持コストを、利用者の料金（ユニバーサルサービス料等）に上乗せして「広く薄く強制徴収」し、大手通信キャリアの財務を痛めないように守るための「既得権益保護システム」に他ならない。物価高騰や格差問題で日々の可処分所得が削られている庶民に対し、国が主導して「見えない固定費」を押し付ける構造には強く反対する。</p> <p>2.公共の電波で莫大な利益を上げる事業者の「自己負担」の徹底 そもそも電波や通信網は国民共有の財産であり、それを利用して独占的・寡占的に莫大な利益を上げているのが大手通信事業者である。災害対策や過疎地のインフラ維持といった「公的な責任」は、それらの事業者が得た内部留保や利益の中から「自社コスト」として全額負担するのが筋である。なぜ、企業側の経営リスクや設備投資の負担を、直接的・間接的に国民に肩代わりさせるのか。行政がすべきは、事業者への「補填ルールの整備」ではなく、事業者が自らの利益を原資としてインフラを維持し、国民への通信料金値下げを断行させるための「強力な規制」である。</p> <p>3.結論 総務省は「管理のための制度維持」に終始するのをやめよ。物価高に連動もせず崩壊しかけている社会保障の中で、庶民は1円単位的生活防衛を強いられている。それにもかかわらず、行政と通信業界が一体となり、「安全」を口実に国民からコストを吸い上げる構造を追認することは認められない。本改正にあたっては、国民への新たな負担増・激変緩和という名のコスト転嫁を一切行わないこと、そして事業者側の身を削る経営努力とコスト自己負担を絶対条件とすることを強く求める。</p> <p style="text-align: right;">【匿名C】</p>	<p>おいては、令和6年度には、約649億円の赤字が生じており、約65億円の交付金を交付することとしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、負担金について、負担事業者が直接負担するのか、利用者に負担を求めるのかという点については、各事業者の経営判断に委ねられています。 ○ なお、今般のNTT東西による第一種適格電気通信事業者としての指定の申請は、いわゆる事前設置型の災害時用公衆電話に係る役務を対象として行われているものであるところ、当該役務については、NTT東西以外に提供している事業者が存在せず、また、現在は、NTT東西の負担の下、基本料及び通話料が無料で提供されていることから、NTT東西にとって必然的に赤字となるサービスとなっています。 ○ そのほかの点については、今後の情報通信行政に関する参考の御意見として承ります。 	
4	「不正防止」を名目とした過度な規制強化による市場競争の阻害と、	○ 本意見募集は、既存の電話のユニバーサルサービス交付金制度	無

消費者不利益の是正について

【意見内容】

現在進められている電気通信分野における規制強化案に対し、一生活者として強く反対する。行政は「不正契約の防止」や「市場の健全化」を理由に厳格化を繰り返しているが、その結果、大手キャリアによる囲い込みはより狡猾になり、本来の自由な競争や、消費者の利便性は損なわれる一方である。

1. 「イタチごっこ」という名の無策

行政が掲げる規制の強化は、常に大手キャリアが作り出す「複雑怪奇な料金プラン」や「端末販売の裏技」を後追いで規制しているに過ぎない。この「イタチごっこ」を続けることで、最終的に不自由を強いられるのは、リスクを回避してでも安く使いたいと願う庶民であり、真っ当な契約者である。行政がやるべきは、現場の利用者に対する過度な規制ではなく、大手キャリアが不正を生むような歪んだビジネスモデルそのものを物理的に解体することである。

2. 寡占の固定化という本質的な弊害

「ホッピング」等の行為を過度に抑制することは、実質的に「一つのキャリアから他へ容易に乗り換えられない」という状況を作り出し、寡占状態に拍車をかけている。競争を促すべき総務省が、結果として消費者を「解約困難な契約」に縛り付ける大手キャリアの防波堤として機能している事実は、看過し難い。消費者が柔軟に、かつコストに合わせて通信環境を選択できる権利こそが、公共インフラとしての通信において最優先されるべきである。

3. 「不自由」を強いる行政への再考の要請

今回の省令・告示案においても、防災や技術基準という名目で、またしても大手キャリア側のリスク回避や管理の効率化が優先されていないか。私たちが求めているのは、過度な規制によって「契約ができない」「複雑すぎて何が正解かわからない」状態を強いるのではなく、誰でもシンプルに、透明性の高いコストで通信を利用でき

に基づき、NTT 東西より、いわゆる事前設置型の災害時用公衆電話に係る役務について、第一種適格電気通信事業者としての指定の申請が行われたことを契機とするものであり、当該指定は規制の強化には当たらないと考えます。

○ そのほかの点については、今後の情報通信行政に関する参考の御意見として承ります。

	<p>る社会である。</p> <p>総務省には、大手キャリアの論理に従った「規制のための規制」を即刻停止することを求める。消費者が不自由になるような法整備ではなく、大手キャリアの過剰な利益構造を抑制し、価格とサービスの両面で透明な自由競争を確保するための抜本的な改革を強く要求する。</p> <p>【匿名D】</p>		
--	--	--	--

(以上)

申請概要

1 申請者

- (1) NTT東日本株式会社（代表取締役社長 澁谷直樹）
（以下「NTT東日本」という。）
- (2) NTT西日本株式会社（代表取締役社長 北村亮太）
（以下「NTT西日本」という。）

2 申請年月日

令和8年3月31日（火）

3 申請の概要

NTT東日本及びNTT西日本が、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第108条第1項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定を受けようとするもの

○ 申請に係る第一号基礎的電気通信役務

役務の種類	内容
電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「規則」という。）第14条第2号の2に掲げる第一号基礎的電気通信役務	災害時に避難所等 ^{※1} における公衆による電話の利用を確保するために地方公共団体の要請に基づき電気通信事業者が避難所等の収容人員おおむね100名当たり1回線の基準によりあらかじめ設置する固定端末系伝送路設備を用いて当該電気通信事業者が提供する音声伝送役務 ⇒ いわゆる「災害時用公衆電話」に係る音声伝送役務

※1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により指定された指定避難所その他の同法第33条の2第1項第1号に規定する避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設

○ 申請に係る第一号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲

NTT東日本	NTT西日本
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥

川県、新潟県、山梨県及び長野県※ ²	取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県※ ³
-------------------------------	--

※² 静岡県熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域及び富山県中新川群立山町芦嶽寺ブナ坂外の一部の区域を含み、長野県木曾郡南木曾町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を除く。

※³ 静岡県熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域及び富山県中新川群立山町芦嶽寺ブナ坂外の一部の区域を除き、長野県木曾郡南木曾町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を含む。

4 指定の基準

法第 108 条第 1 項において第一種適格電気通信事業者の指定の基準とされている事項と申請内容との対応関係は、それぞれ次のとおり

- (1) 申請に係る第一号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況について、インターネットを利用することにより公表していること。

⇒ NTT東日本及びNTT西日本は、令和8年4月現在、規則第14条第2号の2に掲げる第一号基礎的電気通信役務に関する収支の状況についてインターネットを利用することにより公表している。

① NTT東日本

(千円)

	営業 収益	営業費用					営業利益
			管理部門費用		利用部門		
			公衆削減 以外費用	公衆電話 削減費用			
災害時用公衆電話	109,177	939,190	938,528	938,528	-	663	▲830,014

② NTT西日本

(千円)

	営業 収益	営業費用					営業利益
			管理部門費用		利用部門		
			公衆削減 以外費用	公衆電話 削減費用			
災害時用公衆電話	72,109	842,426	841,935	841,935	-	491	▲770,317

- (2) 申請に係る第一号基礎的電気通信役務を提供している電気通信設備

が第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備以外であるときは、当該電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、これを公表していること。

⇒ 規則第 14 条第 2 号の 2 に掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供している電気通信設備は、法 33 条第 1 項の規定により指定された第一種指定電気通信設備であり、本基準に基づく公表は不要

(3) 申請に係る第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲が総務省令で定める基準に適合するものであること。

⇒ 規則第 14 条第 2 号の 2 に掲げる第一号基礎的電気通信役務は地方公共団体の要請に基づく提供を前提としており、当該役務に係る業務区域の範囲の基準は総務省令で規定されていない。

審 査 結 果

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 108 条第 1 項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定についての申請について、電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）第 24 条の規定に基づき審査を行った結果、次のとおりと認められる。なお、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）を以下「施行規則」という。

審 査 事 項	審 査 結 果	理 由
1 申請に係る第一号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況等について、施行規則第 40 条の 4 の規定に基づき公表していること。 (審査基準第 24 条(1))	適	各申請者は、施行規則第 40 条の 4 第 2 項の規定に基づき、申請に係る第一号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況について、インターネットを利用することにより、これを行っていることからこの審査事項には適合していると認められる。
2 申請に係る第一号基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備が第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備であるときは、当該電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、これを公表していること。 (審査基準第 24 条(2))	—	申請に係る第一号基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備は、法第 33 条第 1 項の規定により指定された第一種指定電気通信設備である。よって、本件においてこの審査基準は該当しない。
3 申請に係る第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲が施行規則第 40 条の 6 で定める基準に適合していること。 ・ 施行規則第 14 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供する各申請者の業務区域が存在する都道府県において、当該役務のいずれかを提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。 ・ 施行規則第 14 条第 2 号に掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供する各申請者の業務区域が存在する都道府県において、第一種公衆電話機が施行規則第 14 条第 2 号の基準に基づき設置され、都道府県ごとの第一種公衆電話機の設置台数が告示で定める都道府県ごとの設置台数の基準を満たすこと。 (審査基準第 24 条(3))	—	申請に係る第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準は、施行規則第 40 条の 6 に規定されていない。よって、本件においてこの審査基準は該当しない。

様式第 38(第 40 条の 3、第 40 条の 6 第 1 号関係)

第一種適格電気通信事業者指定申請書

東経営第 000200000810 号

2026 年 3 月 31 日

総務大臣

林 芳正 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにしんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

(ふりがな) えぬていていひがしにほんかぶしがいしゃ

氏 名 NTT 東日本株式会社

しぶたに なおき

代表取締役社長 澁谷 直樹

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第 233 号

連絡先



電気通信事業法第 108 条第 1 項の規定により、第一種適格電気通信事業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 提供する第1号基礎的電気通信役務の種類別

役務の種類	内 容
第 14 条第2号の2に掲げるもの	電話サービス契約約款(平成 11 年東企営第 99-1号)に定める加入電話及び卸電話等サービス契約約款(平成 15 年東経営第 03-213号)に定める災害時に避難所等におけるり災者及び帰宅することが困難な者による電話の 利用を確保するために、地方公共団体の要請に基づき当社が取扱所交換設備と避難所等との間に電気通信回線を設置して提供するもの

2. 第14条第2号の2に掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲

業務区域名
<p>北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 新潟県、山梨県及び長野県</p> <p>(注)静岡県熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域、 富山県中新川郡立山町芦峯寺ブナ坂外の一部の区域を含み、 長野県木曾郡南木曾町(吾妻の一部及び田立に限る。)の区域を 除きます。</p>

第 26 期 財 務 諸 表

(電気通信事業会計規則による)

[2024年 4月 1日 から
2025年 3月 31日 まで]

N T T 東 日 本 株 式 会 社

貸借対照表

2025年3月31日

(単位 百万円)

資 産 の 部			
I	固 定 資 産		
A	電 気 通 信 事 業 固 定 資 産		
(1)	有 形 固 定 資 産		
1	機 械 設 備	2,323,911	
	減 価 却 累 計 額	1,951,311	372,600
2	空 中 線 設 備	21,325	
	減 価 却 累 計 額	17,736	3,589
3	端 末 設 備	194,104	
	減 価 却 累 計 額	179,896	14,208
4	市 内 線 路 設 備	4,727,160	
	減 価 却 累 計 額	3,686,949	1,040,211
5	市 外 線 路 設 備	68,603	
	減 価 却 累 計 額	64,935	3,668
6	土 木 設 備	3,299,652	
	減 価 却 累 計 額	2,781,682	517,970
7	海 底 線 路 設 備	8,285	
	減 価 却 累 計 額	7,919	366
8	建 設 物	1,498,997	
	減 価 却 累 計 額	1,159,040	339,957
9	構 築 物	88,909	
	減 価 却 累 計 額	68,192	20,717
10	機 械 及 び 装 置	13,400	
	減 価 却 累 計 額	11,839	1,562
11	車 両 及 び 船 舶	2,182	
	減 価 却 累 計 額	2,040	142
12	工 具、器 具 及 び 備 品	169,888	
	減 価 却 累 計 額	130,324	39,565
13	土 地		184,436
14	リ ー ス 資 産	57,413	
	減 価 却 累 計 額	9,804	47,609
15	建 設 仮 勘 定		22,897
	有 形 固 定 資 産 合 計		2,609,496
(2)	無 形 固 定 資 産		
1	施 設 利 用 権		17,231
2	ソ フ ト ウ ェ ア		53,739
3	借 地 権		3,119
4	リ ー ス 資 産		2,642
5	そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		23
	無 形 固 定 資 産 合 計		76,755
	電 気 通 信 事 業 固 定 資 産 合 計		2,686,250
B	投 資 そ の 他 の 資 産		
1	投 資 有 価 証 券	10,424	
2	関 係 会 社 株 式	50,468	
3	長 期 前 払 費 用	6,491	
4	前 払 年 金 費 用	35,575	
5	繰 延 税 金 資 産	102,123	
6	そ の 他 の 投 資 及 び そ の 他 の 資 産	13,039	
	貸 倒 引 当 金 (貸 方)	370	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		217,750
	固 定 資 産 合 計		2,904,000
II	流 動 資 産		
1	現 金 及 び 預 金	1,625	
2	受 取 手 形	10	
3	売 掛 金	261,497	
4	契 約 資 産	3,380	
5	未 収 入 金	102,725	
6	一 ス 投 資 資 産	10,745	
7	貯 蔵 品	59,882	
8	前 渡 金	79,520	
9	前 払 費 用	10,943	
10	そ の 他 の 流 動 資 産	13,949	
	貸 倒 引 当 金 (貸 方)	82	
	流 動 資 産 合 計		544,196
	資 産 合 計		3,448,196

負債の部									
I	固定負債								
1	長期借入金								8,621
2	関係会社長期借入金								198,000
3	退職給付引当金								45,924
4	退職給付引当金								244,151
5	退職給付引当金								612
6	退職給付引当金								326
7	退職給付引当金								5,407
8	退職給付引当金								37,098
	固定負債合計								<u>540,139</u>
II	流動負債								
1	1年以内の長期借入金								4,371
2	買掛金								64,109
3	短期借入金								163,529
4	未払金								8,157
5	未払費用								105,731
6	未払法人税等								17,175
7	未払法人税等								11,584
8	前受金								140,003
9	前受金								2,364
10	前受金								235,786
11	前受金								126
12	退職給付引当金								1,590
13	退職給付引当金								2
14	退職給付引当金								776
15	退職給付引当金								2,357
	流動負債合計								<u>757,660</u>
									<u>1,297,799</u>
純資産の部									
I	株主資本								
1	資本金								335,000
2	資本剰余金								<u>1,499,727</u>
3	資本剰余金								1,499,727
	利益剰余金								3
	特別償却積立金								15,123
	繰上利益剰余金								<u>296,119</u>
	株主資本合計								<u>311,245</u>
									2,145,971
II	評価・換算差額等								
1	その他の評価・換算差額等								<u>4,426</u>
	純負債								4,426
									<u>2,150,397</u>
									<u>3,448,196</u>

様式第2

事業者名 NTT東日本株式会社

損 益 計 算 書

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

(単位 百万円)

I	電 気 通 信 事 業 営 業 損 益								
(1)	営 業 収 入								1,360,556
(2)	営 業 費 用								
1	営 運 費			業 務 費				250,257	
2	施 設 費			用 料 費				3,927	
3	共 通 設 備			保 全 費				386,274	
4	管 理 費			通 信 費				92,757	
5	試 験 費			研 究 費				77,811	
6	減 価 償 却 費			資 産 除 却 費				32,420	
7	固 定 資 産 除 却 費			通 信 設 備 除 却 費				198,489	
8	通 信 設 備 除 却 費			租 税 公 課				34,465	
9	租 税 公 課							30,591	
10								76,062	
									1,183,053
									177,502
II	電 気 通 信 事 業 営 業 損 益								
(1)	附 帯 事 業 収 入			営 業 益 用					179,447
(2)	附 帯 事 業 費 用			営 業 損 失					169,327
									10,120
									187,623
III	営 業 外 収 入								
1	受 取 配 当 金			受 取 利 息				173	
2	受 取 配 当 金			受 取 配 当 金				10,184	
3	受 取 配 当 金			受 取 配 当 金				3,307	
4	受 取 配 当 金			受 取 配 当 金				2,120	
5	受 取 配 当 金			受 取 配 当 金				2,905	
6	受 取 配 当 金			受 取 配 当 金				2,372	21,061
IV	営 業 外 費 用								
1	支 払 配 当 金			支 払 配 当 金				2,203	
2	支 払 配 当 金			支 払 配 当 金				347	
3	支 払 配 当 金			支 払 配 当 金				236	
									2,786
									205,898
	税 引 前 当 期 純 利			税 引 前 当 期 純 利					205,898
	法 人 税			法 人 税					37,805
	法 人 税			法 人 税					12,434
	法 人 税			法 人 税					155,658

個別注記表

〔 2024年4月 1日から
2025年3月31日まで 〕

財務諸表の作成基準

本財務諸表は、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）に基づいて作成している。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

ア) 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

イ) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品のうち材料品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）、その他の貯蔵品については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数については以下のとおりであり、残存価額は実質残存価額によっております。

機械設備	7～26年
市内線路設備	13～36年
土木設備	50年
建物	4～56年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額は実質残存価額とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 退職給付引当金

① 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、発生時より費用処理しております。

② 当社は、厚生年金保険法等の定めにより、通信省（電気通信事業に従事）、電気通信省、電電公社及び日本電信電話株式会社に勤務し1956年7月以降に退職した者の1956年6月以前の勤務期間に係る旧国家公務員等共済組合法に基づく年金給付に要する費用に関連し、日本国政府により毎期賦課方式により決定される拠出金のうち当社に帰属する金額を、NTT企業年金基金特例経理に対し支出しております。

当該費用について、給付見込額を算定し「退職給付引当金」に含めて計上しております。

数理計算上の差異については、発生時の対象者の平均残余支給期間に基づく年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。

(3) 環境対策引当金

当社が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の支出に備えるため、合理的に見積ることができる金額を計上しております。

(4) システム解約損失引当金

基幹系システムの更改計画に伴い、現行利用しているシステムに関する中途解約違約金見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスはその支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 10,071,668百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	16,913百万円
短期金銭債務	236,158百万円
長期金銭債務	34百万円
3. 電気通信事業会計規則第8条の規定により控除した額
高度無線環境整備推進事業に係る補助金の受入れによる市内線路設備等の取得価額の圧縮記帳額
114百万円（累計額 34,897百万円）
4. 附帯事業に係る固定資産については、少額なため電気通信事業固定資産に含めて表示しております。
5. 当社は資金調達的手段として、債権流動化による売掛金の現金化を行っております。そのうち、当事業年度末において、金融商品の消滅の認識要件を満たさない売掛金の金額は20,000百万円であり、対応して同額の債権流動化に伴う負債（短期借入金）を認識しております。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	61,383百万円
営業費用	411,247百万円
営業取引以外の取引による取引高	7,175百万円
2. 営業外収益のうち、関係会社に係る収益の金額が営業外収益の総額の100分の10を超えるものは、次のとおりであります。

受取配当金	10,021百万円
-------	-----------
3. 営業外費用のうち、関係会社に係る費用の金額が営業外費用の総額の100分の10を超えるものは、次のとおりであります。

支払利息	1,026百万円
------	----------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、契約負債であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、前渡金であります。なお、繰延税金資産においては、評価性引当額10,703百万円を控除しております。
2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
 当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
 「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を変更し計算しております。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額は3,142百万円増加し、法人税等調整額が3,197百万円減少しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
 資金運用については安全性に留意し、有利な運用に努めることとしております。運用にあたっては、原則、元本保証・確定利回りの金融商品で行うとともに、取引先金融機関等の信用リスク管理を徹底することとしております。
 資金調達については安定的かつ最も低コストな資金調達手段の確保に努めるとともに、機動的・弾力的な資金調達を行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク、リスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は、顧客等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、収納管理に関する内規に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券その他有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、適宜把握された時価が責任規程等に基づき報告されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、関係会社長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

通常の事業活動の過程において、金融資産・負債を含むいくつかの金融商品を保有しております。一部の金融商品は外国為替相場の変動リスクに晒されております。そのようなリスクを管理するために、リスク管理方針を制定し、先物為替予約等のデリバティブ取引を利用することとしております。なお、投機目的でデリバティブ取引を行うことはありません。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位 百万円）

項目	貸借対照表計上額（※1）	時価（※1）	差額
(1) 投資有価証券その他有価証券	7,514	7,514	-
(2) 長期借入金（※2）	(12,992)	(13,101)	110
(3) 関係会社長期借入金	(198,000)	(193,344)	△4,656

（※1）負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

（※2）1年以内に期限到来のものを含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに市場価格のない株式等以外の有価証券に関する事項

(1) 投資有価証券その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

① 当事業年度中の売却額は689百万円であり、売却益の合計額は353百万円であります。また、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位 百万円）

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	1,173	7,514	6,341
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	1,173	7,514	6,341
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,173	7,514	6,341

② 当事業年度中において、減損処理を行ったものはありません。

(2) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で現在価値に割引いた価額によっております。

(3) 関係会社長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で現在価値に割引いた価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位 百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	48,025
関連会社株式	2,443
非上場株式	2,910
その他	—
合計	53,378

これらについては、「(1)投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

東日本地域において、オフィスビル等（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位 百万円)

貸借対照表計上額	時価
173,545	826,659

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社

(単位 百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	日本電信電話株式会社	被所有 直接100%	持株会社	資金の借入(注) 利息の支払(注)	20,000 1,025	関係会社 長期借入金 未払費用	198,000 91

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入については、親会社の資金調達条件と同一としております。なお、担保は提供しておりません。

2. 子会社

(単位 百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社NTT東日本-南 関東	所有 直接100%	株主としての 権利行使 ・助言あつ せんその他 の援助	CMSによる預り (注1)	51,171 (注2)	預り金	48,107
				CMSによる長期預り (注1)	50,000 (注2)	—	—
				利息の支払 (注1)	27	—	—
子会社	株式会社エヌ・ティ・ ティ エムイー	所有 直接100%	株主としての 権利行使 ・助言あつ せんその他 の援助	業務委託(注3)	165,616	—	—
				CMSによる預り (注1)	61,989 (注2)	預り金	63,558
				CMSによる長期預り (注1)	20,000 (注2)	—	—
				利息の支払 (注1)	34	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 子会社からのCMS (キャッシュ・マネジメント・システム) による資金の預りについては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 契約期間が1年を超えない資金の預りについては、事業年度中の平均残高を記載しており、契約期間が1年を超える資金の預りについては、取引発生総額を記載しております。

(注3) 業務委託については、市場価格を勘案した一般的取引条件をもとに決定しております。

3. 兄弟会社

(単位 百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	NTTファイナンス 株式会社	—	業務委託	NTTグループ会社間取引の資金決済	576,354	未収入金	218
				債権の譲渡(注1)	432,881	未払金	15,818
				CMSによる預け入れ (注2)	3,873 (注3)	—	—
				利息の受取 (注2)	1	—	—
				CMSによる借入 (注2)	152,272 (注3)	短期借入金	143,529
				利息の支払 (注2)	472	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 債権の譲渡については、市場価格を勘案した一般的取引条件をもとに決定しております。

(注2) CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) による資金の預け入れ及び借入については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注3) 取引金額には、事業年度中の平均残高を記載しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	320,954円84銭
1株当たり当期純利益	23,232円60銭

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

当社は、地域電気通信業務として音声伝送サービス（IP系除く）、IP系サービス等を、附帯業務・目的達成業務として主に受託サービスを提供しております。

(1) 音声伝送サービス（IP系除く）

加入電話、INSネット等の音声伝送サービスを顧客に提供しており、これらの提供に従い収益を認識しております。音声伝送サービスは月次又は隔月で請求しております。

(2) IP系サービス

フレッツ光、コラボ光等のIP系サービスを顧客に提供し、主な履行義務を下記のとおりに識別して収益を認識しております。

IP系サービスの月額利用料等はサービスの提供に従い収益を認識しており、一般消費者向けの場合、月次又は隔月で請求し、法人事業者向けの場合、契約に基づき請求しております。工事料・契約料に係る初期一括収入は繰延べ、最終顧客とのフレッツ光及びコラボ光の見積平均契約期間にわたって収益として認識しております。

コラボ光事業者に支払った新規販売奨励金は、前渡金として繰延べ、見積平均契約期間にわたって、収益から控除しております。

(3) 受託サービス

システム開発等の受託サービスを顧客に提供しており、工事の進捗に従って顧客に成果が移転するため、工事期間にわたって収益を認識しております。原価の発生が工事の進捗度に比例すると判断しているため、収益の認識にはインプット法（原価比例法）を用いております。契約対価は通常、引渡時に請求しております。

また、損失の発生が予測される場合の損失引当は、引渡時に見込まれる全ての収益及び費用の見積りに基づいて認識しております。認識された損失は、契約の進捗に従って見直すことがあり、その原因となる事実が判明した事業年度において計上しております。

様式第5

固定資産等明細表 (1)

事業者名 NTT東日本株式会社

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

(単位 百万円)

資産の種類	期残	首高	当増	加	期額	当減	少	期額	期残	末高	減又累	償は計	却償額	累計額		差期	末残	引高	摘	要
														当償	却					
有形固定資産	機械設備	2,304,463		84,134		64,687		2,323,911				1,951,311		60,870			372,600			
	空中線設備	20,498		853		27		21,325				17,736		142			3,589			
	端末設備	196,033		1,650		3,579		194,104				179,896		2,332			14,208			
	市内線路設備	4,658,629		92,731		24,200		4,727,160				3,686,949		55,277			1,040,211			
	市外線路設備	68,577		223		197		68,603				64,935		181			3,668			
	土木設備	3,288,251		13,795		2,393		3,299,652				2,781,682		26,356			517,970			
	海底線設備	8,224		61		-		8,285				7,919		32			366			
	建物	1,480,606		25,543		7,152		1,498,997				1,159,040		26,044			339,957			
	構築物	87,951		1,701		742		88,909				68,192		1,838			20,717			
	機械及び装置	13,515		82		197		13,400				11,839		271			1,562			
	車両及び船舶	2,147		63		27		2,182				2,040		39			142			
	工具、器具及び備品	168,168		5,703		3,983		169,888				130,324		8,434			39,565			
	土地	185,106		8		678		184,436				-		-			184,436			
	リース資産	37,726		20,588		901		57,413				9,804		4,846			47,609			
	建設仮勘定	26,204		219,141		222,448		22,897				-		-			22,897			
計	12,546,099		466,276		331,211		12,681,164				10,071,668		186,662			2,609,496				
無形固定資産	施設利用権	172,525		708		10		173,223			155,992		598			17,231				
	ソフトウェア	367,318		21,267		10,368		378,217			324,478		15,992			53,739				
	借地権	3,122		-		3		3,119			-		-			3,119				
	リース資産	1,931		1,935		14		3,852			1,210		652			2,642				
	その他の無形固定資産	723		1		4		720			698		1			23				
計	545,619		23,911		10,398		559,131			482,377		17,242			76,755					
長期前払費用	26,223		12,165		10,506		27,881				21,390		11,875			6,491				

事業者名 NTT東日本株式会社2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

(注) 1. 高度無線環境整備推進事業に係る補助金による市内線路設備等の圧縮額は、114百万円であります。

2. 増加、減少の主なものは、次のとおりであります。

(1) 増加の主なもの

機 械 設 備	デ ィ ジ タ ル 交 換 設 備	72,751 百万円
市 内 線 路 設 備	通 信 ケ ー ブ ル	71,466 百万円
建 設 仮 勘 定	電 気 通 信 線 路 設 備 工 事	119,599 百万円
	電 気 通 信 機 械 設 備 工 事	66,858 百万円

(2) 減少の主なもの

機 械 設 備	デ ィ ジ タ ル 交 換 設 備	49,013 百万円
建 設 仮 勘 定	設 備 工 事 の 完 成 に よ り 資 産 に 取 得 精 算 し た た め で あ り ま す。	

様式第6

関係会社投資明細表(1)

事業者名 NTT東日本株式会社

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

(単位 百万円)

株	銘柄	期首残高		当期増減額		期末残高			摘要	
		株式数 (株)	貸借対照表 計上額	株式数 (株)	金額	株式数 (株)	取 価 額	貸借対照表 計上額		
株	(株)NTT東日本プロパティーズ株式	180,000	9,000	-	-	180,000	9,000	9,000	子会社	
	(株)エヌ・ティ・ティ・エムイー株式	175,746	7,206	-	-	175,746	23,707	7,206	子会社	
	テルウェル東日本(株)株式	55,000	6,450	-	-	55,000	6,450	6,450	子会社	
	NTTイーアジア(株)株式	108,800	3,962	-	-	108,800	3,962	3,962	子会社	
	NTT印刷(株)株式	620,618	3,386	-	-	620,618	3,386	3,386	子会社	
	(株)NTT東日本-南関東株式	1,800	2,525	-	-	1,800	2,525	2,525	子会社	
	(株)NTT東日本-関信越株式	750	2,096	-	-	750	2,096	2,096	子会社	
	(株)NTT東日本-東北株式	3,947	1,924	-	-	3,947	1,924	1,924	子会社	
	(株)NTTネクシア株式	21,975	1,618	-	-	21,975	1,618	1,618	子会社	
	エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム(株)株式	13,147	1,405	-	-	13,147	3,271	1,405	子会社	
	(株)NTTアグリテクノロジー株式	26,000	1,300	-	-	26,000	1,300	1,300	子会社	
	(株)NTT東日本-北海道株式	5,274	1,232	-	-	5,274	1,232	1,232	子会社	
	(株)NTTDXパートナー株式	19,600	980	-	-	19,600	980	980	子会社	
	式	ピーディーシー(株)株式	701,500	925	-	-	701,500	925	925	関連会社
		エヌ・ティ・ティ・テレコン(株)株式	11,025	839	-	-	11,025	839	839	子会社
(株)エヌ・ティ・ティ・カードソリューション株式		8,402	606	-	-	8,402	606	606	子会社	
日本ユーティリティサブウェイ(株)株式		10,730	537	-	-	10,730	537	537	関連会社	
(株)NTTe-Drone Technology 株式	9,996	500	-	-	9,996	500	500	子会社		

様式第6

関係会社投資明細表(2)

事業者名 NTT東日本株式会社

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

(単位 百万円)

株 式	銘 柄	期 首 残 高		当 期 増 減 額		期 末 残 高			摘 要
		株 式 数 (株)	貸借対照表 計 上 額	株 式 数 (株)	金 額	株 式 数 (株)	取 価 得 額	貸借対照表 計 上 額	
	(株) N T T A r t T e c h n o l o g y 株式	9,600	480	-	-	9,600	480	480	子会社
	(株) エヌ・ティ・ティ・ル・パルク株式	400	407	-	-	400	407	407	子会社
	エヌ・ティ・ティ・ビズリンク(株)株式	14,700	404	-	-	14,700	1,508	404	関連会社
	(株) N T T R i s k M a n a g e r 株式	8,000	400	-	-	8,000	400	400	子会社
	(株) N T T L a n d s c a p e 株式	-	-	7,920	396	7,920	396	396	子会社
	(株) ネ ク ス ト フ ィ ー ル ド 株式	7,840	392	-	-	7,840	392	392	関連会社
	(株) N T T e - S p o r t s 株式	6,600	330	-	-	6,600	330	330	子会社
	N T T タ ウ ン ペ ー ジ(株)株式	70,000	290	-	-	70,000	290	290	子会社
	日 本 空 港 無 線 サ ー ビ ス(株)株式	26,000	276	-	-	26,000	276	276	子会社
	ネ ク ス ト モ ー ド(株)株式	3,060	153	-	-	3,060	153	153	子会社
	日 本 テ レ マ テ イ ー ク(株)株式	3,000	150	-	-	3,000	150	150	子会社
	(株) N T T E D X 株式	1,736	87	-	-	1,736	87	87	関連会社
	(株) ビ オ ス ト ッ ク 株式	1,320	66	-	-	1,320	66	66	子会社
	(株) 男 鹿 な ま は げ 魚 工 房 株式	-	-	1,100	55	1,100	55	55	関連会社
	(株) N T T 東 日 本 サ ー ビ ス 株式	1,000	50	-	-	1,000	50	50	子会社
	(株) H A R P 株式	1,940	36	-	-	1,940	97	36	関連会社
	(株) エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ東日本株式	490	8	-	-	490	8	8	関連会社
	エヌ・ティ・ティ・レンタル・エンジニアリング(株)株式	3,648	0	-	-	3,648	116	0	子会社

様式第6

関係会社投資明細表(3)

事業者名 NTT東日本株式会社

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

(単位 百万円)

株 式	銘 柄	期首残高		当期増減額		期末残高			摘要
		株式数 (株)	貸借対照表 計上額	株式数 (株)	金額	株式数 (株)	取 価 額	貸借対照表 計上額	
	エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ(株)株式	6,800	132	△6,800	△132	—	—	—	子会社
	計	2,140,444	50,149	2,220	319	2,142,664	70,118	50,468	

(注) エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ(株)は、売却により減少したものであります。

その他重要事項明細表

事業者名 NTT東日本株式会社

2024年4月 1日 から
2025年3月31日 まで

構成員限り

区 分		氏 名	兼務会社名及び役職名	摘 要
取締役、監査役 又は執行役の重 要な兼職の状況	取締役	星 野 理 彰	(株) エヌ・ティ・ティ エム イー 代表取締役社長	
		島 雄 策	N T T アーバンソリューションズ (株) 取締役 (株) エヌ・ティ・ティ エム イー 取締役	
		金 花 芳 則	川 崎 重 工 業 (株) 取締役会長	
		関 根 万 紀 子	日 本 電 信 電 話 (株) 執行役員	
	監査役	永 野 浩 介	(株) エヌ・ティ・ティ エム イー 監査役	(2024年6月14日退任)

第一号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 NTT東日本株式会社

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

(単位 円)

第1表 第14条第1号、第2号、第2号の2及び第4号に掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用				営業利益	摘要
		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用				
			うち第一種公衆電話機 台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機 台数削減費用			
加入電話							
基本料	120,195,381,286	143,855,152,710	104,293,057,006	104,293,057,006	39,562,095,704	△ 23,659,771,424	
緊急通報	-	126,034,553	123,710,796	123,710,796	2,323,757	△ 126,034,553	
小 計	120,195,381,286	143,981,187,263	104,416,767,802	104,416,767,802	39,564,419,461	△ 23,785,805,977	
第一種公衆電話							
市内通信	102,173,563	2,093,776,263	2,047,548,509	1,550,958,818	496,589,691	46,227,754	△ 1,991,602,700
緊急通報	-	5,063,702	5,046,918	4,001,767	1,045,151	16,784	△ 5,063,702
小 計	102,173,563	2,098,839,965	2,052,595,427	1,554,960,585	497,634,842	46,244,538	△ 1,996,666,402
災害時用公衆電話	109,176,994	939,190,499	938,527,920	938,527,920	662,579	△ 830,013,505	
ワイヤレス固定電話							
基本料	3,019,932	45,603,011	23,557,666	23,557,666	22,045,345	△ 42,583,079	
緊急通報	-	998	946	946	52	△ 998	
小 計	3,019,932	45,604,009	23,558,612	23,558,612	22,045,397	△ 42,584,077	
合 計	120,409,751,775	147,064,821,736	107,431,449,761	106,933,814,919	497,634,842	39,633,371,975	△ 26,655,069,961

- 注1 加入電話の基本料・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第1号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。
 2 第一種公衆電話の市内通信・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第2号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。
 3 災害時用公衆電話は、電気通信事業法施行規則の第14条第2号の2に定めるものとしております。
 4 ワイヤレス固定電話の基本料・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第4号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。

第2表 交付金等

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金	3,734,923,191	-	3,734,923,191	
2 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額	272,055,075	-	272,055,075	
3 負担金	182,662,094	189,941,771	△ 7,279,677	
計	4,189,640,360	189,941,771	3,999,698,589	

第一号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

- (注) 1. 第一号基礎的電気通信役務収支表の作成基準
 本第一号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)に基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の3の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。
 2. 電気通信役務に関する収益及び費用の配賦基準
 電気通信役務に関する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の3の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。

様式第 38(第 40 条の 3、第 40 条の 6 第 1 号関係)

第一種適格電気通信事業者指定申請書

企営第 155500000900 号

2026 年 3 月 31 日

総務大臣

林 芳正 殿

郵便番号 534-0024

(ふりがな) おおさかしみやこじまくひがしのだまち

住 所 大阪市都島区東野田町 4 丁目 15 番 82 号

(ふりがな) えぬていていにしにほんかぶしきがいしゃ

氏 名 NTT 西日本株式会社

きたむら りょうた

代表取締役社長 北村 亮太

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第 234 号

連絡先



電気通信事業法第 108 条第 1 項の規定により、第一種適格電気通信事業者の指定を受けた
いので、次のとおり申請します。

1. 提供する第一号基礎的電気通信役務の種別

役務の種類	内 容
第 14 条第 2 号の 2 に掲げるもの	電話サービス契約約款(平成 11 年西企営第 1 号)に定める加入電話及び卸電話等サービス契約約款(平成 16 年西企営第 135 号)に定める災害時に避難所等におけるり災者及び帰宅することが困難な者による電話の利用を確保するために、地方公共団体の要請に基づき当社が取扱所交換設備と避難所等との間に電気通信回線を設置して提供するもの

2. 第14条第2号の2に掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲

業務区域名
<p>富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、 島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県及び沖縄県</p> <p>(注)静岡県熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域、 富山県中新川郡立山町芦峯寺ブナ坂外の一部の区域を除き、 長野県木曾郡南木曾町(吾妻の一部及び田立に限る。)の区域を 含みます。</p>

第 26 期 財 務 諸 表

(電気通信事業会計規則による)

〔 2024年4月 1日 から
2025年3月31日まで 〕

N T T 西 日 本 株 式 会 社

目

次

様式第1. 貸借対照表…………… 1

様式第2. 損益計算書…………… 3

…………… 構成員限り

様式第4. 個別注記表…………… 5

様式第5. 固定資産等明細表……………12

様式第6. 関係会社投資明細表……………14

…………… 構成員限り

構成員限り

様式第18. その他重要事項明細表……………20

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

2025年3月31日

(単位 百万円)

資 産 の 部					
I	固 定 資 産				
A	電 気 通 信 事 業 固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
1	機 械 設 備		2,391,438		
	減 価 却 累 計 額		<u>2,063,357</u>	328,081	
2	空 中 線 設 備		28,200		
	減 価 却 累 計 額		<u>18,108</u>	10,093	
3	端 末 設 備		139,467		
	減 価 却 累 計 額		<u>134,823</u>	4,644	
4	市 内 線 路 設 備		5,237,203		
	減 価 却 累 計 額		<u>4,110,500</u>	1,126,703	
5	市 外 線 路 設 備		60,033		
	減 価 却 累 計 額		<u>58,167</u>	1,865	
6	土 木 設 備		2,937,279		
	減 価 却 累 計 額		<u>2,496,621</u>	440,658	
7	海 底 線 設 備		38,083		
	減 価 却 累 計 額		<u>34,515</u>	3,569	
8	建 設 物		1,396,514		
	減 価 却 累 計 額		<u>1,089,589</u>	306,925	
9	構 築 物		95,833		
	減 価 却 累 計 額		<u>77,921</u>	17,912	
10	機 械 及 び 装 置		8,365		
	減 価 却 累 計 額		<u>7,090</u>	1,275	
11	車 両 及 び 船 舶		1,577		
	減 価 却 累 計 額		<u>1,383</u>	194	
12	工 具 、 器 具 及 び 備 品		170,776		
	減 価 却 累 計 額		<u>116,207</u>	54,568	
13	土 地			160,839	
14	一 ス 資 産		154,351		
	減 価 却 累 計 額		<u>21,511</u>	132,840	
15	建 設 仮 勘 定			25,943	
	有 形 固 定 資 産 合 計			<u>2,616,109</u>	
(2)	無 形 固 定 資 産				
1	施 設 利 用 権			14,876	
2	ソ フ ト ウ ェ ア			52,921	
3	借 地 権			2,368	
4	リ ー ス 資 産			340	
5	そ の 他 の 無 形 固 定 資 産			67	
	無 形 固 定 資 産 合 計			<u>70,572</u>	
	電 気 通 信 事 業 固 定 資 産 合 計			<u>2,686,681</u>	
B	投 資 そ の 他 の 資 産				
1	投 資 有 価 証 券		5,812		
2	関 係 会 社 株 式		42,457		
3	長 期 前 払 費 用		8,041		
4	前 払 年 金 費 用		43,414		
5	繰 延 税 金 資 産		101,854		
6	そ の 他 の 投 資 及 び そ の 他 の 資 産		19,081		
	貸 倒 引 当 金 (貸 方)			<u>321</u>	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			<u>220,338</u>	
	固 定 資 産 合 計			<u>2,907,018</u>	
II	流 動 資 産				
1	現 金 及 び 預 金		1,061		
2	売 掛 金		210,991		
3	契 約 資 産		3,373		
4	未 収 入		63,316		
5	貯 蔵 品		46,084		
6	前 払 費 用		57,925		
7	前 払 費 用		9,314		
8	そ の 他 の 流 動 資 産		13,186		
	貸 倒 引 当 金 (貸 方)			<u>42</u>	
	流 動 資 産 合 計			<u>405,209</u>	
	資 産 合 計			<u><u>3,312,227</u></u>	

個 別 注 記 表

事業者名 NTT西日本株式会社

2024年4月 1日から

2025年3月31日まで

財務諸表の作成基準

本財務諸表は、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）に基づいて作成している。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

ア) 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

イ) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品のうち材料品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）、その他の貯蔵品については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数については以下のとおりであり、残存価額は実質残存価額によっております。

機械設備	7～26年
市内線路設備	13～36年
土木設備	50年
建物	4～56年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額は実質残存価額とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 退職給付引当金

① 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、発生時より費用処理しております。

② 当社は、厚生年金保険法等の定めにより、通信省（電気通信事業に従事）、電気通信省、電電公社及び日本電信電話株式会社に勤務し1956年7月以降に退職した者の1956年6月以前の勤務期間に係る旧国家公務員等共済組合法に基づく年金給付に要する費用に関連し、日本国政府により毎期賦課方式により決定される拠出金のうち当社に帰属する金額を、NTT企業年金基金特例経理に対し支出しております。

当該費用について、給付見込額を算定し「退職給付引当金」に含めて計上しております。

数理計算上の差異については、発生時の対象者の平均残余支給期間に基づく年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。

(3) 環境対策引当金

当社が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の支出に備えるため、合理的に見積ることができる金額を計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社における事業損失等に備えるため、関係会社に対する投資を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(5) 災害損失引当金

2024年1月に発生した能登半島地震により被災した電気通信設備及び建物等の復旧等に要する費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。

(6) システム解約損失引当金

基幹系システムの更改計画に伴い、現行利用しているシステムに関する中途解約違約金見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスはその支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

貸借対照表に関する注記

- 有形固定資産の減価償却累計額 10,229,793百万円
- 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	11,433百万円
長期金銭債権	70百万円
短期金銭債務	147,575百万円
- 電気通信事業会計規則第8条の規定により控除した額
高度無線環境整備推進事業に係る補助金等の受入れによる市内線路設備等の取得価額の圧縮記帳額
1,488百万円（累計額 25,935百万円）
- 附帯事業に係る固定資産については、少額なため電気通信事業固定資産に含めて表示しております。
- 当社は資金調達的手段として、債権流動化による売掛金の現金化を行っております。そのうち、当事業年度末において、金融商品の消滅の認識要件を満たさない売掛金の金額は17,295百万円であり、対応して同額の債権流動化に伴う負債（短期借入金）を認識しております。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
営業取引による取引高
 営業収益 48,676百万円
 営業費用 422,253百万円
営業取引以外の取引による取引高 11,751百万円
2. 営業外収益のうち、関係会社に係る収益の金額が営業外収益の総額の100分の10を超えるものは、次のとおりであります。
受取配当金 10,654百万円
3. 営業外費用のうち、関係会社に係る費用の金額が営業外費用の総額の100分の10を超えるものは、次のとおりであります。
支払利息 2,518百万円
4. 災害特別損失は、2024年1月に発生した能登半島地震により被災した電気通信設備等の復旧等に要した費用であり、災害損失引当金繰入額2,480百万円を含めております。

構成員限り

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、契約負債であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、前渡金であります。
なお、繰延税金資産においては、評価性引当額16,170百万円を控除しております。
2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。
これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。
この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）の金額は2,135百万円増加し、法人税等調整額が2,149百万円減少しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性に配慮し、有利な運用に努めることとしております。運用にあたっては、原則、元本保証・確定利回りの金融商品で行うとともに、取引先金融機関等の信用リスク管理を徹底することとしております。

資金調達については安定的かつ最も低コストな資金調達手段の確保に努めるとともに、機動的・弾力的な資金調達を行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク、リスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は、顧客等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、収納管理に関する内規に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券その他有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、適宜把握された時価が責任規程等に基づき報告されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、関係会社長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

通常の事業活動の過程において、金融資産・負債を含むいくつかの金融商品を保有しております。一部の金融商品は外国為替相場の変動リスクに晒されております。そのようなリスクを管理するために、リスク管理方針を制定し、先物為替予約等のデリバティブ取引を利用することとしております。なお、投機目的でデリバティブ取引を行うことはありません。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位 百万円)

項目	貸借対照表計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
(1) 投資有価証券その他有価証券	2,448	2,448	—
(2) 関係会社長期借入金 (※2)	(680,000)	(666,358)	△13,642

(※1) 負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

(※2) 1年以内に期限到来のものを含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに市場価格のない株式等以外の有価証券に関する事項

(1) 投資有価証券その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

① 当事業年度中の売却額は130百万円であり、売却益の合計額は96百万円であります。また、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位 百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	839	2,409	1,570
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	839	2,409	1,570
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	33	29	△4
	債券	10	10	—
	その他	—	—	—
	小計	43	39	△4
合計		882	2,448	1,566

② 当事業年度中において、減損処理を行ったものはありません。

(2) 関係会社長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で現在価値に割り入れた価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位 百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	39,999
関連会社株式	2,458
非上場株式	3,184
その他	180
合計	45,821

これらについては、「(1) 投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。
当事業年度中において、子会社株式について、202百万円減損処理を行っております。

賃貸等不動産に関する注記

- 賃貸等不動産の状況に関する事項
西日本地域において、オフィスビル等（土地を含む）を有しております。
- 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位 百万円)

貸借対照表計上額	時価
152,679	537,445

- (注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
(注2) 当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社

(単位 百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	日本電信電話株式会社	被所有 直接100%	持株会社	資金の借入(注)	230,000	関係会社 長期借入金 1年以内に 期限到来の 関係会社	530,000
				利息の支払(注)	2,518	長期借入金 未払費用	150,000 869

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入については、親会社の資金調達条件と同一としております。なお、担保は提供しておりません。

2. 子会社

(単位 百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社NTT フィールドテクノ	所有 直接100%	業務委託	業務委託(注1)	163,206	—	—
				CMSによる預り(注2)	59,822	預り金	65,216
				CMSによる長期預り (注2)	60,000	—	—
				利息の支払(注2)	43	未払費用	—
子会社	NTTビジネス ソリューションズ 株式会社	所有 直接100%	業務委託	業務委託(注1)	152,989	—	—
				CMSによる預り(注2)	35,298	預り金	30,792
				利息の支払(注2)	24	未払費用	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務委託については、市場価格を勘案した一般的取引条件をもとに決定しております。

(注2) 子会社からのCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による資金の預りについては、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は提供していません。

(注3) 契約期間が1年を超えない資金の預りについては、事業年度中の平均残高を記載しており、契約期間が1年を超える資金の預りについては、取引発生総額を記載しております。

3. 兄弟会社

(単位 百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	NTTファイナンス 株式会社	—	業務委託	NTTグループ会社間 取引の資金決済	446,791	未収入金 未払金	1,035 56,877
				債権の譲渡(注1)	407,417	未収入金	19,849
				CMSによる資金の借 入(注2)	123,933	短期借入金	189,074
				利息の支払(注2)	400	未払費用	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 債権の譲渡については、市場価格を勘案した一般的取引条件をもとに決定しております。

(注2) CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による資金の借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は提供していません。

(注3) 取引金額には、事業年度中の平均残高を記載しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	247,297円92銭
1株当たり当期純利益	9,616円02銭

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

当社は、地域電気通信業務として音声伝送サービス（IP系除く）、IP系サービス等を、附帯業務・目的達成業務として主に受託サービスを提供しております。

(1) 音声伝送サービス（IP系除く）

加入電話、INSネット等の音声伝送サービスを顧客に提供しており、これらの提供に従い収益を認識しております。音声伝送サービスは月次又は隔月で請求しております。

(2) IP系サービス

フレッツ光、コラボ光等のIP系サービスを顧客に提供し、主な履行義務を下記のとおりに識別して収益を認識しております。IP系サービスの月額利用料等はサービスの提供に従い収益を認識しており、一般消費者向けの場合、月次又は隔月で請求し、法人事業者向けの場合、契約に基づき請求しております。工事料・契約料に係る初期一括収入は繰延べ、最終顧客とのフレッツ光及びコラボ光の見積平均契約期間にわたって収益として認識しております。

コラボ光事業者に支払った新規販売奨励金は、前渡金として繰延べ、見積平均契約期間にわたって、収益から控除しております。

(3) 受託サービス

システム開発等の受託サービスを顧客に提供しており、工事の進捗に従って顧客に成果が移転するため、工事期間にわたって収益を認識しております。原価の発生が工事の進捗度に比例すると判断しているため、収益の認識にはインプット法（原価比例法）を用いております。契約対価は通常、引渡時に請求しております。

また、損失の発生が予測される場合の損失引当は、引渡時に見込まれる全ての収益及び費用の見積りに基づいて認識しております。認識された損失は、契約の進捗に従って見直すことがあり、その原因となる事実が判明した事業年度において計上しております。

様式第5

固定資産等明細表(1)

事業者名 NTT西日本株式会社

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

(単位 百万円)

資産の種類	期残	首高	当増	加	期額	当減	少	期額	期残	末高	減又累	価は計	償償額	却却	累計額		差	期	末	残	引	高	摘	要			
															当償	却									期額		
有形固定資産	機械設備	2,368,559		79,792				56,913		2,391,438			2,063,357			56,757					328,081						
	空中線設備	27,957			441			198		28,200			18,108			306						10,093					
	端末設備	139,813			415			761		139,467			134,823			1,106						4,644					
	市内線路設備	5,184,608			81,644			29,049		5,237,203			4,110,500			59,872						1,126,703					
	市外線路設備	60,000			157			125		60,033			58,167			93						1,865					
	土木設備	2,925,872			13,149			1,742		2,937,279			2,496,621			23,612						440,658					
	海底線設備	37,992			91			-		38,083			34,515			215						3,569					
	建物	1,392,296			22,956			18,738		1,396,514			1,089,589			20,405						306,925					
	構築物	94,360			2,536			1,063		95,833			77,921			1,019						17,912					
	機械及び装置	8,364			112			111		8,365			7,090			134						1,275					
	車両及び船舶	1,550			51			25		1,577			1,383			78						194					
	工具、器具及び備品	169,659			7,240			6,123		170,776			116,207			8,968						54,568					
	土地	162,322			17			1,499		160,839			-			-						160,839					
	リース資産	114,186			66,163			25,997		154,351			21,511			8,924						132,840					
建設仮勘定	28,075			209,211			211,343		25,943			-			-						25,943						
計	12,715,613			483,976			353,688		12,845,901			10,229,793			181,488						2,616,109						
無形固定資産	施設利用権	128,338		497			10		128,825			113,950			551						14,876						
	ソフトウェア	355,989		18,664			11,679		362,974			310,053			15,412						52,921						
	借地権	2,380		-			12		2,368			-			-						2,368						
	リース資産	476		49			1		525			185			87						340						
	その他の無形固定資産	734		-			-		734			666			37						67						
計	487,917		19,210		11,702		495,426		424,854			16,086			70,572												
長期前払費用	21,770		8,715		6,674		23,811		15,770			8,366			8,041												

様式第5

固定資産等明細表(2)

事業者名 NTT西日本株式会社

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

(注) 1. 高度無線環境整備推進事業に係る補助金等による市内線路設備等の圧縮額は、1,488百万円であります。

2. 増加、減少の主なものは、次のとおりであります。

(1) 増加の主なもの

機 械 設 備	デ ィ ジ タ ル 交 換 設 備	69,462 百万円
市 内 線 路 設 備	通 信 ケ ー ブ ル	63,976 百万円
リ ー ス 資 産	建 物	33,989 百万円
	機 械 設 備	29,472 百万円
建 設 仮 勘 定	電 気 通 信 線 路 設 備 工 事	123,857 百万円
	電 気 通 信 機 械 設 備 工 事	49,273 百万円

(2) 減少の主なもの

機 械 設 備	デ ィ ジ タ ル 交 換 設 備	34,441 百万円
建 設 仮 勘 定	設 備 工 事 の 完 成 に よ り 資 産 に 取 得 精 算 し た た め で あ り ま す。	

様式第6

関係会社投資明細表

事業者名 NTT西日本株式会社

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

(単位 百万円)

株	銘柄	期首残高		当期増減額		期末残高			摘要
		株式数 (株)	貸借対照表 計上額	株式数 (株)	金額	株式数 (株)	取 得 額	貸借対照表 計上額	
	NTTビジネスソリューションズ(株)株式	4,000	25,006	—	—	4,000	31,255	25,006	子会社
	テルウェル西日本(株)株式	56,500	4,593	—	—	56,500	4,593	4,593	子会社
	(株)NTTマーケティングアクトProCX株式	4,001	4,004	—	—	4,001	4,004	4,004	子会社
	(株)NTTワールドテクノ株式	601	2,333	—	—	601	5,194	2,333	子会社
	Navya Mobility SAS株式	—	—	100,000,000	1,691	100,000,000	1,691	1,691	関連会社
	エヌ・ティ・ティ・ソルマーレ(株)株式	55,828	864	—	—	55,828	1,670	864	子会社
	(株)ジャパン・インフラ・ウェイマーク株式	16,000	800	—	—	16,000	800	800	子会社
	エヌ・ティ・ティ・スマートコネクト(株)株式	53,600	659	—	—	53,600	2,680	659	子会社
	エヌ・ティ・ティ・テレコン(株)株式	7,506	525	—	—	7,506	525	525	関連会社
	(株)NTT西日本アセット・プランニング株式	1,000	416	—	—	1,000	416	416	子会社
	(株)Actibaseふくい株式	12,220	611	—	※ △202	12,220	611	409	子会社
	(株)地域創生Coデザイン研究所株式	8,000	400	—	—	8,000	400	400	子会社
	エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ(株)株式	48,602	391	—	—	48,602	6,907	391	子会社
式	(株)NTTスマイルエナジー株式	2,700	135	—	—	2,700	135	135	関連会社
	(株)NTTEDX株式	1,960	98	—	—	1,960	98	98	関連会社
	(株)NTT西日本ルセント株式	1	80	—	—	1	80	80	子会社
	(株)エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ西日本株式	408	44	—	—	408	44	44	子会社
	(株)ウェルクリエイト株式	180	9	—	—	180	9	9	関連会社

様式第6

関係会社投資明細表

事業者名 NTT西日本株式会社

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

(単位 百万円)

株 式	銘柄	期首残高		当期増減額		期末残高			摘要
		株式数 (株)	貸借対照表 計上額	株式数 (株)	金額	株式数 (株)	取得 額	貸借対照表 計上額	
	エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム (株) 株式	5,672	0	—	—	5,672	2	0	関連会社
	(株) N T T S p o r t i c t 株式	4,700	0	—	—	4,700	235	0	子会社
	N T T P A R A V I T A (株) 株式	10,098	0	—	—	10,098	505	0	子会社
	計	293,577	40,968	100,000,000	1,489	100,293,577	61,854	42,457	

(注) 当期増減額欄の※は評価減の金額を含んでおります。

様式第18

その他重要事項明細表

事業者名 NTT西日本株式会社

2024年4月1日 から
2025年3月31日 まで

構成員限り

区分	氏名	兼務会社名及び役職名	摘要
取締役、監査役 又は執行役の重要な兼職の状況	取締役	桂 一 詞 (株)NTTフィールドテクノ 代表取締役社長 (株)NTTファシリティーズ 取締役	(2024年6月14日 退任)
		木 股 昌 俊 (株)クボタ 特別顧問 公益社団法人関西経済連合会 副会長 一般社団法人日本農業機械工業会 会長	(2024年6月6日 退任)
		新 貝 康 司 (株)エクサウイザーズ 取締役 第一生命ホールディングス(株) 取締役 (株)オーブンエイト 取締役 一般社団法人ユーダイモニア研究所 理事 オリンパス(株) 取締役 (株)新貝経営研究所 代表取締役 イグアルファン(株) 代表取締役	(2025年3月28日 退任) (2024年7月 退任) (2024年6月26日 退任) (2025年2月14日 就任)
		山 本 恭 子 日 本 電 信 電 話 (株) 執行役員	
		横 山 桂 子 NTTビジネスソリューションズ(株) 監査役	
	監査役	佐 藤 裁 也 (株)NTTマーケティングアクトProCX 監査役	
		篠 原 宏 年 (株)NTTフィールドテクノ 監査役	
		飯 島 奈 絵 (株)大阪チタニウムテクノロジーズ 取締役 (株)関西みらい銀行 監査役 大 倉 工 業 (株) 取締役 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 取締役	(2024年6月25日 退任) (2024年7月2日 就任)

第一号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 NTT西日本株式会社

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

（単位 円）

第1表 第14条第1号、第2号、第2号の2及び第4号に掲げるもの

役務の細目		営業収益	営業費用				営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用		うち設備利用部門費用			
					うち第一種公衆電話機 台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機 台数削減費用		
加入電話	基本料	113,360,691,932	150,582,353,327	117,303,996,026	117,303,996,026	33,278,357,301	△ 37,221,661,395	
	緊急通報	-	75,540,523	71,719,084	71,719,084	3,821,439	△ 75,540,523	
	小計	113,360,691,932	150,657,893,850	117,375,715,110	117,375,715,110	33,282,178,740	△ 37,297,201,918	
第一種公衆電話	市内通信	73,907,267	1,597,200,321	1,582,803,796	1,080,053,653	502,750,143	14,396,525	△ 1,523,293,054
	緊急通報	-	5,042,661	5,014,633	3,558,537	1,456,096	28,028	△ 5,042,661
	小計	73,907,267	1,602,242,982	1,587,818,429	1,083,612,190	504,206,239	14,424,553	△ 1,528,335,715
災害時用公衆電話		72,108,509	842,425,838	841,935,153	841,935,153	490,685	△ 770,317,329	
ワイヤレス固定電話	基本料	4,280,127	295,359,642	217,965,325	217,965,325	77,394,317	△ 291,079,515	
	緊急通報	-	1,700	1,551	1,551	149	△ 1,700	
	小計	4,280,127	295,361,342	217,966,876	217,966,876	77,394,466	△ 291,081,215	
合計		113,510,987,835	153,397,924,012	120,023,435,568	119,519,229,329	504,206,239	33,374,488,444	△ 39,886,936,177

- 注1 加入電話の基本料・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第1号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。
 2 第一種公衆電話の市内通信・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第2号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。
 3 災害時用公衆電話は、電気通信事業法施行規則の第14条第2号の2に定めるものとしております。
 4 ワイヤレス固定電話の基本料・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第4号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。

第2表 交付金等

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金	2,530,496,284	-	2,530,496,284	
2 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額	160,034,715	-	160,034,715	
3 負担金	238,349,697	248,968,452	△ 10,618,755	
計	2,928,880,696	248,968,452	2,679,912,244	

第一号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

(注)1. 第一号基礎的電気通信役務収支表の作成基準

本第一号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)に基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の3の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の3の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。